

行動要請対象の高リスク国・地域

2021 年 10 月

(仮訳)

高リスク国・地域は、資金洗浄、テロ資金供与及び拡散金融の対策体制に重大な戦略上の欠陥を有する。高リスクと特定された全ての国・地域に関して、FATF は、強化された顧客管理を適用することを加盟国・地域に要請し、かつ全ての国・地域に強く求める。そして、極めて深刻な場合には、各国・地域は、高リスク国・地域から生じる資金洗浄、テロ資金供与及び拡散金融のリスクから国際金融システムを保護するため、対抗措置の適用を要請される。このリストは対外的に、しばしばブラックリストと呼ばれる。すでに FATF の対抗措置の要請に服していることに鑑み、新型コロナウイルスのパンデミックに照らして、2020 年 2 月以降、FATF は行動要請対象の高リスク国・地域のリストの国・地域に対するレビュー・プロセスを一時休止している。したがって、2020 年 2 月に採択されたこれらの国・地域に対する声明を参照されたい。その声明はイランと北朝鮮の AML/CFT 体制の直近の状態を必ずしも反映したものではないが、FATF のこれらの高リスク国・地域に対する行動要請は効力を有している。

- [High-Risk Jurisdictions subject to a Call for Action – 21 February 2020](#)

(以上)